

最高裁判所(第三小法廷) 令和●●年(〇〇)第●●号 所得税更正処分等取消請求上告受理事件

国側当事者・国

令和4年4月26日不受理・確定

(控訴審・東京高等裁判所、令和●●年(〇〇)第●●号、令和3年8月25日判決、本資料271号-95・順号13597)

(第一審・東京地方裁判所、平成●●年(〇〇)第●●号、令和2年10月15日判決、本資料270号-104・順号13464)

決 定

申立人	甲
同訴訟代理人弁護士	鳥飼 重和ほか
相手方	国
同代表者法務大臣	古川 禎久
同指定代理人	入江 純一

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件を上告審として受理しない。
- 2 申立費用は申立人の負担とする。

第2 理由

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

令和4年4月26日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官 渡邊 恵理子
裁判官 戸倉 三郎
裁判官 宇賀 克也
裁判官 林 道晴
裁判官 長嶺 安政